

社会福祉法人 黒田庄 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- イ 幼保連携型認定こども園の経営
- ロ 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人黒田庄という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を兵庫県西脇市黒田庄町前坂930番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及

- び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての催促は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名が出席し、かつ、外部委員1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の内から選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員 の 定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事を業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の 職務 及び 権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員 の 解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬については、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額とする。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 兵庫県西脇市黒田庄町前坂930番地所在の鉄骨造平屋建黒田庄こども園建物
鉄骨平屋建 965.00平方メートル（園舎）
鉄骨亜鉛葺平屋建 28.00平方メートル（車庫）
 - (2) 兵庫県西脇市黒田庄町前坂930番地所在の黒田庄こども園敷地
3,393.14平方メートル
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、西脇市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、西脇市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解 散

(解 散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、西脇市長の認可（社会福祉法第45条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を西脇市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人黒田庄の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 藤原 一志
理事 岡井 章延 岸 正博 石井 三郎 村上 政義
村上 公浩 藤本 秀通 堀口 和義 飛田 一季
吉本 秀行 小林 修 松井 武視 藤原 泰一
早瀬 正之 梶田 安則 (施設長)

監事 森脇 昇 藤原 幸一

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

理事長の専決規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 黒田庄 定款第24条の規定に基づき、理事長の専決事項について定めるものとする。

(専決事項)

第2条 理事長の専決事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「施設長の任免」を除く職員の任免
- (2) 職員の労働管理や福利厚生に関すること。
- (3) 債権の免除や効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの。
ただし、法人運営に重大な影響があると認められるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって、予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負費や物品納入等の契約のうち次に掲げる軽微なもの。
 - ① 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ② 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ③ 緊急を要する物品の購入等
 - ア 100万円以下の決裁は、理事長が行う。
 - イ 10万円以下の決裁は、会計責任者が行う。
 - ウ 1万円以下(小口現金)の決裁は、出納員が行う。
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算の予備費の支出
- (9) 寄付金の受入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 理事長の専決事項のうち、法人運営の日常業務については、報告・連絡・相談をもって、施設長に行わせるものとする。
- 3 第2条各号に掲げる契約等、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する理事が専決する。

社会福祉法人黒田庄定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人黒田庄（以下「法人」という。）定款第40条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 理 事 会

(議決事項)

第2条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画・予算
- (2) 予算外の新たな義務負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告・決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長の任免、その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供等
- (8) 評議員選任の同意
- (9) 金銭の借入
- (10) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (11) 施設用財産に関する契約（「250万円以上の工事又は製造の請負契約」及び「160万円以上の物品買入りに係る契約」）、その他重要な契約
- (12) 寄付金の募集に関する事項
- (13) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (14) 新たな事業の経営又は受託
- (15) 理事長個人と利益相反する行為となる事項、及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
- (16) その他、法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 法人定款第 24 条の規定により理事長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

（理事会の招集）

第 4 条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の 7 日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

（関係者の出席）

第 5 条 議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

（議事録）

第 6 条 議長及び理事会において選任した理事 2 名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

（欠席理事への報告）

第 7 条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後 14 日以内に送付するものとする。

第 3 章 監 事

（監査の実施）

第 8 条 法人定款第 18 条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後、速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前 2 項の監査を実施するときは、あらかじめ、監査事項を定めておくものとする。

(監査報告書)

第9条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するものとする。

第4章 役員を選任

(選任手続き)

第10条 理事長は、役員任期満了直前の評議員会までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書を徴するものとする。

3 理事長は、評議員会の同意を得た上で、選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。

4 委嘱状を交付された役員は、14日以内に就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第11条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第12条 役員欠員補充については、第10条の規定を準用する。

(役員名簿)

第13条 理事長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておかななければならない。

第5章 評議員会

(評議員会の権限)

第14条 評議員会が審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算に関すること。
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関すること。
- (3) 事業報告、決算に関すること。

- (4) 定款の変更に関する事。
- (5) 基本財産の処分に関する事。
- (6) 理事選任の同意及び監事選任に関する事。
- (7) 合併、解散及び解散した場合における残余財産の帰属者の選定に関する事。
- (8) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項。

(評議員会の招集)

第 15 条 理事長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の 7 日前までに各評議員に通知するものとする。

2 前項の書面には、提出議案書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第 16 条 議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第 17 条 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、評議員会終了後、速やかに議事録を作成するものとする。

2 議長は、議事録の正確を期すため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

3 議事録は、提出議案書を添付して保存するものとする。

(欠席評議員への報告)

第 18 条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して、議事の概要及び議決の結果を記録した書面を評議員会終了後 14 日以内に送付するものとする。

(評議員の選任)

第 19 条 理事長は、評議員の任期満了直前の理事会までに次期評議員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、理事会の同意を得た上で、選任された評議員に対し委嘱状を交付するものとする。

3 委嘱状を交付された評議員は、14 日以内に就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

(中途退任)

第 20 条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第 21 条 評議員の欠員補充については、第 19 条の規定を準用する。

(評議員名簿)

第 22 条 理事長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第 6 章 事務の専決

(事務の専決)

第 23 条 理事長又は施設長が専決することのできる事項は、別表 1 のとおりとする。

(専決の報告)

第 24 条 理事長又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(変更等)

第 25 条 この細則を変更しようとするときは、評議員会の同意を得て、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

<別表 1 >

I 理事長専決事項

- ① 職員（施設長及び臨時職員を除く）の任免に関すること。
- ② 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- ③ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- ④ 工事又は製造の請負については、100 万円以上 250 万円未満の契約、食料品・物品等の買入については 100 万円以上 250 万円未満の契約を締結すること。
- ⑤ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない 1 件 250 万円未満のもの。
- ⑥ 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が 1 件 500 万円未満のものの処分に関するもの。
- ⑦ 予算上の予備費の支出
- ⑧ 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- ⑨ 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること。
- ⑩ 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること。
- ⑪ 職員の昇給・昇格に関すること。
- ⑫ 各種証明書 of 交付に関すること。
- ⑬ 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項は除く。）

II 施設長専決事項

- ① 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること。
- ② 所属職員の旅行命令及び復命に関すること。
- ③ 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関すること。
- ④ 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること。
- ⑤ 臨時職員の任免に関すること。
- ⑥ 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関すること。
- ⑦ 人件費及び厚生経費に関する予算の執行、並びにその他の科目で予算に計上された 1 件の予算執行額が 100 万円未満の契約に関すること。
- ⑧ 収入（寄附金を除く）事務に関すること。

- ⑨ 利用者の預かり金の管理に関する事。
- ⑩ 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項に限る。）
- ⑪ その他定例又は軽易な事項。

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
28 兵庫県	213 西脇市	28213	4140005017872	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人黒田庄				
(8)主たる事務所の住所	兵庫県	西脇市	黒田庄町前坂930		
(9)主たる事務所の電話番号	0795-28-4357	(10)主たる事務所のFAX番号	0795-28-4367		
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページアドレス	http://www.ans.co.jp/n/kurodashou/index.html		(14)法人のメールアドレス	kurodasho-hoikuen@grace.ocn.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成22年10月1日	(16)法人の設立登記年月日	平成22年10月1日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名以上10名以内	(2)評議員の現員	9	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
-----------	-----------	-----------	---	--------------------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
松本 芳和 自営業		R1.5.31 ~ R3.5.31	2 無	2 無	2
村上 辰巳 会社員		R1.5.31 ~ R3.5.31	2 無	2 無	2
大山 岩一 会社員		R1.5.31 ~ R3.5.31	2 無	2 無	2
飛田 正義 自営業		R1.5.31 ~ R3.5.31	2 無	2 無	2
吉本 豊 農業		R1.5.31 ~ R3.5.31	2 無	2 無	2
狹野 芳樹 農業		R1.5.31 ~ R3.5.31	2 無	2 無	2
西村 忠行 会社員		H30.5.31 ~ R3.5.31	2 無	2 無	1
津瀬 秀一 会社役員		H30.5.31 ~ R3.5.31	2 無	2 無	2
森脇 弘己 農業		R1.5.31 ~ R3.5.31	2 無	2 無	2

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0	1 特例有
----------	---	----------	---	--------------------------------	---	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
藤原 悟	1 理事長	令和2年5月31日	2 非常勤	令和2年5月31日	団体職員(区長会長)	2 無	4
	R2.5.31 ~ R3.5.31		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし	2 無
上月 重宏	3 その他理事		2 非常勤	令和2年5月31日	区長	2 無	3
	R2.5.31 ~ R3.5.31		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし	1 有
藤井 建	3 その他理事		2 非常勤	令和1年5月31日	会社員	2 無	5
	R1.5.31 ~ R3.5.31		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし	2 無
石井 能男	3 その他理事		2 非常勤	令和1年5月31日	区長	2 無	5
	R1.5.31 ~ R3.5.31		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	4 いずれも支給なし	2 無
大谷 増男	3 その他理事		2 非常勤	令和2年5月31日	区長	2 無	4
	R2.5.31 ~ R3.5.31		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	4 いずれも支給なし	2 無
吉田 和弘	3 その他理事		1 常勤	平成29年5月31日	法人職員	2 無	5
	H29.5.31 ~ R3.5.31		3 施設の管理者		2 無	3 職員給与のみ支給	

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
----------	---	----------	---	-------------------------------	---

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
坂本 政和	自営業	2 無	令和1年5月31日
	R1.5.31 ~ R3.5.31	6 財務管理に識見を有する者(その他)	5
村上 明廣	団体監事	2 無	令和1年5月31日
	R1.5.31 ~ R3.5.31	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	5

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	------------------------------------	---------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	①常勤専従者の実数		0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
	常勤換算数			常勤換算数		常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数	①常勤専従者の実数		18	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	7
	常勤換算数			常勤換算数		常勤換算数	

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	

令和2年5月31日	9	2	2	・令和元年度黒田庄こども園事業報告について ・令和元年度黒田庄こども園資金収支決算について ・監査報告 ・役員等の選任について
令和2年10月23日	8	2	2	・社会福祉充実計画の承認

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和2年5月15日	6	2	令和元年度社会福祉法人黒田庄こども園事業報告について 令和元年度社会福祉法人黒田庄こども園資金収支決算報告について 監査報告について
令和2年5月31日	6	2	理事長及び業務執行理事・監事について
令和2年10月27日	5	2	・社会福祉法人黒田庄 令和2年度第1次補正予算について ・専決処分報告 他
令和2年12月18日	6	2	・園経理規程の改正 ・専決処分報告 他
令和3年3月29日	5	2	・専決処分報告（第2次補正予算について） ・令和3年度黒田庄こども園事業計画・収支予算計画（案）について ・給与規程の改正他

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	坂本 政和 村上 明廣
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特に無し
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特に無し

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)	
001	黒田庄こども園	02101801	幼保連携型認定こども園		黒田庄こども園				
		兵庫県 西脇市	黒田庄町前坂930		3 自己所有	3 自己所有	平成29年4月1日	125	1,661
		ア 建設費	平成29年4月1日	36,286,080		210,000,000	246,286,080		965,000
		イ 大規模修繕							
001	黒田庄こども園	00000001	本部経理区分		本部				
		兵庫県 西脇市	黒田庄町前坂930		3 自己所有	3 自己所有	平成29年4月1日	0	0
		ア 建設費						0	
		イ 大規模修繕							

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)	

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況		⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	地域交流・地域貢献活動	社会福祉法人 黒田庄 黒田庄こども園
	①人材の育成②子育て相談窓口の開設③園庭開放④交流広場⑤子育て支援⑥子育て情報発信	
地域における公益的な取組⑧(地域の関係者とのネットワークづくり)	西脇市社会福祉法人連絡協議会	西脇市内
	ほっとかへんネットの運営	

1.2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	24,340,000
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1.3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	1 有
㊩第三者評価結果	2 無
㊪苦情処理結果	1 有
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	2 無

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費(円)	151,762,994
②施設・設備に係る公費(円)	399,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	24,304,714

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1.4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	
③業務内容	
④費用[年額](円)	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	・現役員選任に関する評議員会(平成30年5月31日開催分)の議事録に、 役員の選任に関する事項を記載すること。(平成31年1月30日) ・前会計年度に係る資産総額の変更登記を行うこと。 また、来年度からは会計年度終了後3カ月以内(6月末まで)に変更登記すること。(平成31年1月30日)
②実施した改善内容	・議事録に役員選任に関する事項を確認し記載する。 ・文書指摘後、変更登記を直にすると共に、 来年度からの変更登記を6月初旬にする。

1.5. その他

退職手当制度の加入状況等(複数回答可)

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度((独)福祉医療機構)に加入	1 有
②中小企業退職金共済制度((独)勤労者退職金共済機構)に加入	2 無
③特定退職金共済制度(商工会議所)に加入	1 有
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤その他の退職手当制度に加入(具体的に: ●●●)	
⑥法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

黒田庄こども園 理事 名簿 任期2年

定数	職名	氏名	住所	電話	就任年月日	任期	摘要
1	理事	藤原 悟			R. 3. 5. 31	R. 5. 5. 31	理事長
2	理事	東野 富美男			R. 3. 5. 31	R. 5. 5. 31	
3	理事	上月 重宏			R. 3. 5. 31	R. 5. 5. 31	職務代理
4	理事	伊藤 文人			R. 3. 5. 31	R. 5. 5. 31	
5	理事	大久保 茂樹			R. 3. 5. 31	R. 5. 5. 31	
6	理事	吉田 和弘			R. 3. 5. 31	R. 5. 5. 31	施設長

黒田庄こども園 評議員 名簿 任期4年

定数	職名	氏名	住所	電話	就任年月日	任期	摘要
1	評議員	大谷 増男			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	
2	評議員	中村 雄一			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	
3	評議員	藤本 義高			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	
4	評議員	大山 好行			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	
5	評議員	藤本 孫一			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	
6	評議員	大隅 延広			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	
7	評議員	荻野 泰久			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	
8	評議員	大石 巧			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	
9	評議員	津瀬 秀一			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	

黒田庄こども園 監事 名簿 任期2年

定数	職名	氏名	住所	電話	就任年月日	任期	摘要
1	監事	森脇 和之			R. 3. 5. 31	R. 5. 5. 31	R.3.5.31より
2	監事	村上 明廣			R. 3. 5. 31	R. 5. 5. 31	外部監事

黒田庄こども園 評議員選任・解任委員 名簿 任期4年

定数	職名	氏名	住所	電話	就任年月日	任期	摘要
1	監事	村上 明廣			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	
2	外部	岸 正博			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	
3	職員	芝本 智代			R. 3. 5. 31	R. 7. 5. 31	